

第3条（補償をしないことができる場合）

次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部をしないことができる。

- 1 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他審判事由があることの証拠を作ることにより、身体の自由の拘束を受け、又は没取を受けるに至ったと認められるとき。
- 2 数個の審判事由のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであったとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかったとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があったと認められるとき。
- 3 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は滅殺する特別の事情があるとき。

① 趣旨

本条は、2条が規定する積極要件が認められる場合に、なお補償の全部または一部をしないことができる消極要件を定めた規定である。

本条は、各号に該当したら直ちに補償の全部または一部をしないことになるという規定の仕方をしておらず、本条各号のいずれかに該当する場合に、補償の全部または一部をしないこととするか否かは、家庭裁判所の健全な裁量に委ねられている（最高裁判所事務総局〔1993〕125頁、光岡〔2004〕231頁）。

実務上は、多くの審判例が、本条の各号の該当性を認定した後、特段の検討を加えることなく同条本文により、補償の全部または一部を認めないこととしており、本条各号に該当する場合には、補償の必要性を検討すべき特別の事情がない限り補償しないという運用がなされていると解されている（光岡〔2004〕331頁）。

② 1号の場合

本条1号は、刑事補償法3条1号に対応する規定である。

本号を適用するためには、単に捜査、審判等を誤らせることを認識予見していただけではならず、これを積極的に意欲していたことが必要であり、例えば、捜査官の追及によって虚偽の自白をした場合や、捜査官の歓心を買うつもりで虚偽の自白をした場合は本号には該当しないと解される（光岡〔2004〕431頁）。

本号の例としては、親族や友人をかばうために、自らが身代わりとして出頭して虚偽の自白をしたり、少年が少年院での生活を体験するために犯罪をでっち上げて自らの犯行である旨の虚偽の自白をしたことにより、身体拘束を受けた場合が挙げられている（最高裁判所事務総局〔1993〕525頁）。

1 審判例として、友人らをかばうために虚偽の自白をしたとして本号の適用を認

めた審判例（福岡家決平4・10・21家月45・2・184，浦和家決平13・3・23家月53・9・56），本号の適用を否定した審判例（長崎家佐世保支決平5・7・13家月45・10・94，奈良家決平21・12・7家月62・9・87）がある。

もつとも，暴行・脅迫によって身代わりを強要されたり，知能浅薄に乗じて身代わりになるように欺罔された場合には，裁判所の健全な裁量によって補償を認めるべき場合もあると考えられる（最高裁判所事務総局〔1993〕626頁）。

③ 2号の場合

本条2号は，数個の審判事由のうち，その一部のみの存在が認められない場合において，本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであったとき（前段），または当該身体の自由の拘束がされなかったとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があったと認めるとき（後段）を消極要件として規定しており，刑事補償法3条2号に対応する規定である。もつとも，その趣旨をより明確にするために規定ぶりは異なっている。

2号の例としては，数個の窃盗の非行事実により身体拘束を受けたが，審判の結果，そのうちの1個の窃盗の非行事実は認められなかったが，それ以外の非行事実により少年院送致の保護処分がなされた場合が挙げられている（最高裁判所事務総局〔1993〕726頁，光岡〔2004〕833頁）。

本号の適用にあたっては，非行ありとされた事実だけで身体拘束が必要であったか否かを判断することになり，その判断に当たっては，身体拘束の主体である裁判官や捜査機関に身体拘束時に判明していた事実を基礎にして，①非行ありとされた事実の重大性，非行なしとされた事実との対比，②身体拘束の根拠（逃亡のおそれがあったのか，罪証隠滅のおそれがあったのか，心身鑑別の必要性があったのか），③身体拘束の利用状況（非行ありとされた事実の取調べにも利用されているか，専ら非行なしとされた事実の取調べ等に利用されているか）等の観点から総合的に判断される（光岡〔2004〕934頁）。

本号前段について，非行事実ありとされた事実だけでは身体拘束の必要性があったとは言えない場合には，当該身体拘束を甘受しなければならない理由はないので，本号前段の適用はないと解されている（最高裁判所事務総局〔1993〕1026頁，光岡〔2004〕1135頁）。審判例として，科刑上一罪（観念的競合）の関係にある公務執行妨害および傷害のうち，脅迫を手段とする公務執行妨害の事実を認定し，その余の事実は認められないとして保護処分に付さない旨の決定をした事案で，認定した非行事実のみでは，逮捕・勾留および観護措置の必要性に乏しく，本号前段の適用の余地はないとして補償を認めた審判例がある（東京家決平7・2・17家月47・9・94）。

非行事実ありとされた事実でも身体拘束の必要性があったといえる場合については、刑事補償法3条2号に関する裁判例が、「有罪とされた事実の捜査及び審判に通常必要な期間については、被告人が甘受すべきものであるから補償せず、この期間を控除した残期間についてのみ補償し、残期間がなければ補償しない」との見解に立つものが多いとされ、少年補償についても、これと別異に解すべき文理上あるいは実質的な根拠はないとして、本号の解釈に当たっても、非行事実ありおよび非行事実なしの両事実に重複して利用された拘束期間から非行ありとされた事実の捜査や調査に通常必要とされる期間を控除し、その残日数を補償の対象とすると解すべきであるとされている(岡部〔1999〕12403頁、田口〔1998〕13203頁、光岡〔2004〕1436頁)。

審判例では、別件窃盗保護事件は、本件盗品等保管保護事件の客体である自動車に取り付ける目的で、他の自動車のナンバープレートを窃取したというものであるから、両事件は密接に関連し、共通する証拠も多いが、別件窃盗保護事件は、本件盗品等保管保護事件の手段ともいうべきものであり、別件窃盗保護事件の内容等は単純である一方、本件盗品等保管保護事件は、その客体である自動車が盗品であるか否かについて疑義があるなど、より複雑な事案であるとして、本件盗品等保管保護事件に係る逮捕勾留において、別件窃盗保護事件に関する捜査に費やされた日数は限定的であり、通じて2日間であったとして、本件盗品等保管保護事件に係る逮捕勾留の日数である22日間のうち2日間については、2号前段により補償を認めなかった審判例がある(岡山家決令4・10・17家判46・110)。

また、補償を全く認めなかった審判例として、非行事実が認定された別件(住居侵入・窃盗)について逮捕・勾留及び観護措置を受ける一方、非行事実が認められないとして不処分とされた本件(遺失物等横領)は在宅事件であり、別件による身体の自由の拘束期間のうち3日間については、本件に係る本人の取調べが行われ、実質的に本件のために利用されていたものの、同時に別件のための捜査も行われており、別件の捜査のために通常必要な期間であったと認められ、本人としてはその拘束を甘受せざるを得なかったというべきであるとして、本号前段を適用して補償を認めなかった神戸家姫路支決平22・1・7家月62・9・82、非行なしとされた占有離脱物横領保護事件は、別件の窃盗保護事件の観護措置中に調査及び審判が行われたとの事情に照らして、非行ありとされた窃盗の事実で必要とされる期間を超えた身柄拘束期間はなく、本件調査及び審判のため、窃盗の事実に係る身柄拘束の期間が長期化した事情も認められないとして、本号前段を適用して補償を認めなかった秋田家決平19・10・19家月60・3・57がある。

次に、本号後段の消極要件を充足するためには、刑事補償法3条2項の解釈に照らして、①非行なしとされた事実での身体拘束が非行ありとされた事実の捜査

や調査等のために実質的に利用されていたという関係にあること(実質的利用関係の存在)、および②もし非行なしとされた事実で身体拘束されていなければ非行ありとされた事実で身体拘束する必要性があったと認められること(身体拘束の必要性)が必要と解されている(光岡〔2004〕1538頁)。そして、本号後段の適用がある場合の補償対象日数については、本号前段の場合と同様に、非行ありとされた事実の捜査や調査に通常必要とされる期間を控除して算出すべきであると解されている(光岡〔2004〕1638頁)。

例えば、非行なしとされた事実で逮捕・勾留された当時、既に非行ありとされた事実も発覚しており、当該逮捕・勾留を利用して、非行ありとされた事実の取調べ等もされていた場合で、非行ありとされた事実自体でも、逮捕・勾留する必要性があった場合には、本号後段が適用される(札幌家苦小牧支決平10・3・31家月50・12・56)。

また、例えば、非行なしとされた事実で観護措置がとられ、少年が鑑別所に入所中に非行ありとされた事実が追送致され、非行なしとされた事実で観護措置がとられていなければ非行ありとされた事実で観護措置をとる必要性があったと認められる場合、非行ありとされた事実が送致された後の観護措置については、本号後段が適用され、補償しないことができることに異論はない。これに対して、非行ありとされた事実が送致される前の観護措置については、本号後段の適用を否定する見解と肯定する見解に分かれているが、非行なしとされた事実の観護措置によってなされた少年の心身鑑別は、非行ありとされた事実の調査・審判のためにも実質的に利用されており、非行ありとされた事実による実質的な観護措置の要件もあったとして本号後段を適用できるとする肯定説が有力であり(光岡〔2004〕1739頁)、その立場をとる審判例もある(岐阜家大垣支決平13・11・20家月54・8・61)。

非行事実は認められないが、それと同一性のある虞犯事実が認められる場合、虞犯事実だけでも観護措置をとる必要性があったと認められる事情があれば、2号後段を適用して補償しないことができると解される(光岡〔2004〕1842頁)。審判例として、前橋家決平8・1・19家月48・10・178、東京家決平13・5・22家月53・11・134、長野家上田支決平14・12・12家月55・8・105、千葉家決平30・2・13判夕1455・250は、いずれも観護措置の期間について補償を認めていない。

これに対して、非行なしとした非行事実による逮捕・勾留について、2号を適用して補償をしないことができるかどうかについては、否定する見解と肯定する見解に分かれている。適用否定説に立つ審判例として、新潟家決平5・11・16家月46・3・78、那覇家決平7・6・15家月47・9・111、前橋家決平8・1・19家月48・10・178がある。これに対して、適用肯定説に立つ審判例として、東京家決平13・5・22家月53・11・134がある。

④ 3号の場合

本条3号は、刑事補償法にはなく、少年補償法独自の消極要件として、補償の必要性を失わせまたは減殺する特別の事情があることを定めた規定である。「本人が補償を辞退しているとき」はその例示である。

本人から補償を辞退する申出がなされた場合でも、少年は、一般に十分な判断能力を有していないと考えられるから、少年が辞退したからといって直ちに補償の全部または一部をしないこととするのは相当ではなく、少年の判断能力や辞退の理由を十分に考察し、必要に応じて保護者からも意見を求めるなどした上で、補償の可否および内容を定めるという運用が期待されている（最高裁判所事務総局〔1993〕1927頁，光岡〔2004〕2043頁）。

少年および保護者による辞退する旨の書面の提出を理由として辞退を認めた審判例として、横浜家決平5・9・28家月46・2・204（少年と保護者の補償辞退届を提出したが、否認に転じた後の期間について、その間の捜査経過等から、補償の辞退が本人の真意に沿ったものとは言えないとして補償を認めている）、名古屋家岡崎支決平13・12・17家月54・5・161，名古屋家岡崎支決平14・12・4家月55・5・178がある。仙台家決平15・3・3家月56・5・157は、本人は法定代理人とも相談の上、補償を辞退したいとの意向を示し、法定代理人も本人が補償を受けることに消極的な意見を述べているとして、本人が辞退しているときに該当するとして補償をしていない。

その他、「補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情」の具体例として、①身体拘束を受けるに至った帰責事由が専ら少年にあるとき（大阪家決平14・8・16家月55・8・100は、少年が逮捕中に安易に窃盗の事実を自白したことなどを認定して補償を認めなかった）、②客観的な犯罪事実は認められるが責任能力が認められないとして非行事実なし不処分決定等がされたとき（最高裁判所事務総局〔1993〕2129頁注3。千葉家松戸支決平8・9・2家月49・8・114は、殺人未遂事件について心神喪失による責任無能力を理由に審判不開始にした事案について3号の「特別の事情」に当たるとして、補償を認めなかった）、③専ら虐待を受けている少年を緊急に保護する目的で鑑別所の観護措置がとられたとき（大阪家決平20・1・21家月60・10・98は、母親に引取りを拒否され、ネグレクトされていた少年を緊急に保護するために観護措置がとられたと認定して、3号に該当するとして補償を認めなかった）、④没取物を還付することが少年の将来に悪影響を与える高度のおそれがあるとき等が挙げられている（最高裁判所事務総局〔1993〕2227頁，光岡〔2004〕2346頁）。

これ以外の審判例として、②に似たものとして、いわゆる体感器を装着してパチンコ台に電波を発射する方法で遊技用メダルを不正に盗み取ろうとした窃盗の事実について、外形面や主観面において欠けるところではなく、たまたま本人が装着し

ていた体感器に電波を発射する機能がなかったという全く偶然の事情により審判事由なしとされたものであるとして、3号の「特別の事情」があるとして補償を認めなかった徳島家決平19・2・26家月59・6・72、少年自ら意図してサイレースを過剰摂取したことに端を発し、少年自身の行為によって覚醒剤を摂取したことを踏まえると、本件事実で身体拘束を受けた帰責事由は専ら少年にあるとして、3号の「特別の事情」を認めた大阪家決令6・2・13家判53・105がある。

また、覚醒剤取締法違反保護事件においては、送致事実である覚醒剤取締法違反の事実は認められなかったものの、それと同一性を有する真犯事実は認められた事案において、3号は例外的事態において補償を不要とするものであるからその適用には慎重であるべきであるとして、ぐ犯事実では逮捕勾留できないことを考慮すれば、他に特段の事情のない本件においては同条3号の適用は否定すべきであるが、補償額の算定に当たってはそのことを十分考慮すべきであると判断した千葉家決平30・2・13判タ1455・250がある。

なお、審判事由の存在を認めるまでには至らないが、なお嫌疑は残るという灰色非行事実なしは、「補償を減殺する特別の事情」には該当しないと解されている(最高裁判所事務総局〔1993〕2428頁)。

- 1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会
- 2 光岡弘志(2004)「少年補償事件の実務上の諸問題」家月56巻5号
- 3 前掲注2書
- 4 前掲注2書
- 5 前掲注1書
- 6 前掲注1書
- 7 前掲注1書
- 8 前掲注2書
- 9 前掲注2書
- 10 前掲注1書
- 11 前掲注2書
- 12 岡部信也(1999)「少年補償をめぐる諸問題」判タ50巻11号
- 13 田口直樹(1998)「非行なしとされた事実と身体拘束の関連性」別冊ジュリ34巻3号『少年法判例百選』有斐閣
- 14 前掲注2書
- 15 前掲注2書
- 16 前掲注2書
- 17 前掲注2書
- 18 前掲注2書
- 19 前掲注1書
- 20 前掲注2書
- 21 前掲注1書

- 22 前掲注1書
- 23 前掲注2書
- 24 前掲注1書

(山下幸夫)